

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和6年4月版)		改 訂 後 (令和7年4月版)		理 由
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項	
目次	<p>4.2 水道局協議 4- 1</p> <p>4.2.1 市内の開発行為に係る給水 4- 2</p> <p>4.2.2 開発給水申請(水道計画課) 4- 2</p> <p>4.2.3 雑用水の利用 4- 4</p> <p>4.2.4 直結給水システム協議 4- 4</p> <p>4.2.5 スプリンクラー設置 4- 6</p> <p>4.3 関連機関協議 4- 7</p> <p>4.4 事前調整 4- 7</p> <p>4.4.1 戸別検針共同住宅 4- 8</p> <p>4.4.2 更生工事 4-12</p>	目次	<p>4.2 水道局協議 4- 1</p> <p>4.2.1 市内の開発行為に係る給水 4- 1</p> <p>4.2.2 開発給水申請(水道計画課) 4- 2</p> <p>4.2.3 雑用水の利用 4- 4</p> <p>4.2.2 直結給水システム協議 4- 2</p> <p>4.2.3 スプリンクラー設置 4- 3</p> <p>4.3 関連機関協議 4- 5</p> <p>4.4 事前調整 4- 5</p> <p>4.4.1 戸別検針共同住宅 4- 5</p> <p>4.4.2 更生工事 4-10</p> <p>4.4.3 その他必要なもの 4-12</p>	<p>雑用水要領廃止のため</p> <p>開発給水のホームページを新設するため削除</p> <p>項番整理</p> <p>変更(戸別検針災害用給水栓の運用開始に伴う)</p>
P 1 - 1	<p>1.2 用語の定義</p> <p>この施行要領において用いられる主な用語の定義は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>9 給水装置課とは、さいたま市水道局業務部給水装置課をいう。</p> <p>10 水道計画課とは、さいたま市水道局給水部水道計画課をいう。</p> <p>11 給水装置とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 (法第3条第9項、給水条例第2条)</p> <p>12 配水管とは、配水池等から需要者に水を供給するために市の施設した導管をいい、市に帰属する。</p> <p>13 配水管等とは、配水支管、配水小管及び給水管をいう。</p> <p>14 給水設備とは、給水装置に附帯して設置した受水槽以下の設備をいう。</p> <p>15 指定事業者とは、法第16条の2第1項の規定により指定をした指定給水装置工事事業者をいう。</p> <p>16 主任技術者とは、給水装置工事主任技術者試験に合格し、国土交通大臣及び環境大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。</p> <p>17 メーターとは、水道メーターをいう。</p> <p>18 標準仕様書とは、さいたま市水道局水道工事標準仕様書をいう。</p> <p>19 直結給水システム設計施工基準とは、さいたま市直結給水システム設計施工基準をいう。</p>	P 1 - 1	<p>1.2 用語の定義</p> <p>この施行要領において用いられる主な用語の定義は、次のとおりとする。 (略)</p> <p>9 給水装置課とは、さいたま市水道局業務部給水装置課をいう。</p> <p>10 水道計画課とは、さいたま市水道局給水部水道計画課をいう。</p> <p>10 給水装置とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。 (法第3条第9項、給水条例第2条)</p> <p>11 配水管とは、配水池等から需要者に水を供給するために市の施設した導管をいう。 い、市に帰属する。</p> <p>12 配水管等とは、配水支管、配水小管及び給水管をいう。</p> <p>13 給水設備とは、給水装置に附帯して設置した受水槽以下の設備をいう。</p> <p>14 指定事業者とは、法第16条の2第1項の規定により指定をした指定給水装置工事事業者をいう。</p> <p>15 主任技術者とは、給水装置工事主任技術者試験に合格し、国土交通大臣及び環境大臣から給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者をいう。</p> <p>16 メーターとは、水道メーターをいう。</p> <p>17 標準仕様書とは、さいたま市水道局水道工事標準仕様書をいう。</p> <p>18 直結給水システム設計施工基準とは、さいたま市直結給水システム設計施工基準をいう。</p>	<p>水道計画課担当部分(開発給水)削除のため。</p> <p>項番整理</p> <p>書き方を前後に合わせるため。</p>
P 1 - 2	<p><解説></p> <p>8 給水装置工事に関する事項については、給水工事課が扱う。</p> <p>9 給水装置の構造及び材質に関する事項については、給水装置課が扱う。</p> <p>10 開発給水に関する事項については、水道計画課が扱う。</p> <p>11 給水装置の範囲 (略)</p> <p>12 導管とは水を導くための管状(断面が閉じている状態をいう。)のものをいう。 配水管の種類は、次のとおり分類される。 (略)</p> <p>14 給水設備の範囲</p>	P 1 - 2	<p><解説></p> <p>8 給水装置工事に関する事項については、給水工事課が扱う。</p> <p>9 給水装置の構造及び材質に関する事項については、給水装置課が扱う。</p> <p>10 開発給水に関する事項については、水道計画課が扱う。</p> <p>10 給水装置の範囲 (略)</p> <p>11 導管とは水を導くための管状(断面が閉じている状態をいう。)のものをいう。 配水管の種類は、次のとおり分類される。 (略)</p> <p>13 給水設備の範囲</p>	<p>水道計画課担当部分(開発給水)削除のため。</p> <p>項番整理</p>

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和6年4月版)		改 訂 後 (令和7年4月版)		理 由
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項	
P 3-2	4 配水管等から分岐する給水管口径は、25ミリメートル以上とする。	P 3-2	4 配水管等から分岐する給水管口径は、25ミリメートル以上とする。	配水管等とは1.2用語の定義によると給水管を含む言い方であり、共同住宅の分岐など適用されない場合があることから、配水管からの分岐のみに限定
P 4-1	<p><解説> 事前協議を詳細に分類すると、次のとおりとなる。</p>	P 4-1	<p><解説> 事前協議を詳細に分類すると、次のとおりとなる。</p>	<p>変更(戸別検針災害用給水栓の運用開始に伴う)</p> <p>開発給水のホームページを新設するため削除</p>
P 4-1	<p>4.2 水道局協議</p> <p>次の事項に該当する場合は、水道局と事前協議しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内の開発行為に係る給水 開発給水申請(水道計画課) 雑用水の利用 直結給水システム協議 スプリンクラー設置 	P 4-1	<p>4.2 水道局協議</p> <p>次の事項に該当する場合は、水道局と事前協議しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内の開発行為に係る給水 開発給水申請(水道計画課) 雑用水の利用 直結給水システム協議 スプリンクラー設置 	<p>項目削除および項番整理</p> <p>雑用水要領廃止のため</p>
P 4-2	<ol style="list-style-type: none"> 申請者は、給水申込みに伴う協議証明願に次に掲げる図書を添付して、管理者へ提出する。提出部数は、2部以上(水道局用1部、申請者用必要部数)とし、協議証明書として水道局で1部保管し、残りの部数を申請者に返却する。(略) 市内の開発行為に伴って、配水管の布設又は補強工事をする場合(新設配水管又は消火栓を市に帰属して給水する場合は、「4.2.2 開発給水申請」の手続を必要とする。 	P 4-2	<ol style="list-style-type: none"> 申請者は、給水申込みに伴う協議証明願に次に掲げる図書を添付して、管理者へ提出する。提出部数は、2部以上(水道局用1部、申請者用必要部数)とし、協議証明書として水道局で1部保管し、残りの部数を申請者に返却する。(略) 市内の開発行為に伴って、配水管の布設又は補強工事をする場合(新設配水管又は消火栓を市に帰属して給水する場合は、「4.2.2 開発給水申請」の手続を必要とする。 	<p>開発給水申請の削除による変更</p> <p>水道計画課担当部分(開発給水)削除のため。</p>

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和6年4月版)		改 訂 後 (令和7年4月版)		理 由
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項	
P 4-2	<p>4.2.2 開発給水申請(水道計画課)</p> <p>配水管の布設又は補強工事(以下「配水管布設等工事」という。)を必要とする場合は、申請者は必要な図書を管理者に提出する。</p> <p><解説> 開発給水に関して、申請者は次に掲げる関係法令に基づき管理者に必要な図書を提出する。</p> <p>関係法令 さいたま市水道局宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水に関する取扱要綱</p> <p>1 申請者は、開発給水申請書に次に掲げる図書を添付して、管理者へ提出しなければならない。</p> <p>(1) 計画一日最大給水量計算書 (2) 委任状 (3) 県、市、消防局との協議書の写し (4) 配水管図 (5) 案内図 (6) 配置図 (7) 各階平面図(建築意匠図) (8) 求積図(敷地) (9) 公図の写し (10) 現況図 (11) 給水装置平面図 (12) 受水槽以下の配管図(系統図) (13) 受水槽、高架水槽容積図 (14) 浄化槽の位置図 (15) 既設給水装置がある場合は、その設計書の写し (16) 土地登記簿謄本等申請地の所有者が確認できるもの及び私道内配水管布設承諾書</p> <p>2 管理者は開発給水の承認後に、承認通知書にて申請者へ通知する。</p> <p>3 申請者は承認通知書の内容に異議がない場合、同意書を提出し、工事の施行前に工事付帯費用を納付する。ただし、国、地方公共団体、特殊法人その他これらに準ずる法人であって管理者が必要と認める場合は、しゅん工後において納付することができる。</p> <p>4 承認工事を行う場合、図面審査願、承認工事施工監督依頼書のそれぞれに、次に掲げる図書を添付して、管理者へ提出する。 なお、当書類の提出は、受任者で構わない。</p> <p>(1) 図面審査願 1部 工期の開始及び終了日は、土・日曜日・官公署の定める休日を除き、余裕をもって設定する。 ア 工事承認図面 2部(A1=1部、A3=1部) (7) 工事場所は、工事の始点と終点を住居表示(住居表示がない場合は、公図上の地番)とする。 (4) 工事名は、工事内容に応じて開発第〇〇〇〇号配水支管布設工事、開発第〇〇〇〇号配水支管布設工事及び消火栓設置工事、開発第〇〇〇〇号消火栓設置工事とする。</p> <p>イ 開発給水承認通知書の写し 2部 ウ 申請地(布設路線を記入したもの)の公図の写し 2部 エ 申請地を記入した水道管管理図 2部</p>	P 4-2	<p>4.2.2 開発給水申請(水道計画課)</p> <p>配水管の布設又は補強工事(以下「配水管布設等工事」という。)を必要とする場合は、申請者は必要な図書を管理者に提出する。</p> <p><解説> 開発給水に関して、申請者は次に掲げる関係法令に基づき管理者に必要な図書を提出する。</p> <p>関係法令 さいたま市水道局宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水に関する取扱要綱</p> <p>1 申請者は、開発給水申請書に次に掲げる図書を添付して、管理者へ提出しなければならない。</p> <p>(1) 計画一日最大給水量計算書 (2) 委任状 (3) 県、市、消防局との協議書の写し (4) 配水管図 (5) 案内図 (6) 配置図 (7) 各階平面図(建築意匠図) (8) 求積図(敷地) (9) 公図の写し (10) 現況図 (11) 給水装置平面図 (12) 受水槽以下の配管図(系統図) (13) 受水槽、高架水槽容積図 (14) 浄化槽の位置図 (15) 既設給水装置がある場合は、その設計書の写し (16) 土地登記簿謄本等申請地の所有者が確認できるもの及び私道内配水管布設承諾書</p> <p>2 管理者は開発給水の承認後に、承認通知書にて申請者へ通知する。</p> <p>3 申請者は承認通知書の内容に異議がない場合、同意書を提出し、工事の施行前に工事付帯費用を納付する。ただし、国、地方公共団体、特殊法人その他これらに準ずる法人であって管理者が必要と認める場合は、しゅん工後において納付することができる。</p> <p>4 承認工事を行う場合、図面審査願、承認工事施工監督依頼書のそれぞれに、次に掲げる図書を添付して、管理者へ提出する。 なお、当書類の提出は、受任者で構わない。</p> <p>(1) 図面審査願 1部 工期の開始及び終了日は、土・日曜日・官公署の定める休日を除き、余裕をもって設定する。 ア 工事承認図面 2部(A1=1部、A3=1部) (7) 工事場所は、工事の始点と終点を住居表示(住居表示がない場合は、公図上の地番)とする。 (4) 工事名は、工事内容に応じて開発第〇〇〇〇号配水支管布設工事、開発第〇〇〇〇号配水支管布設工事及び消火栓設置工事、開発第〇〇〇〇号消火栓設置工事とする。</p> <p>イ 開発給水承認通知書の写し 2部 ウ 申請地(布設路線を記入したもの)の公図の写し 2部 エ 申請地を記入した水道管管理図 2部</p>	<p>開発給水のホームページを新設するため、削除する。</p>

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和6年4月版)		改 訂 後 (令和7年4月版)		理 由
項目 (頁・章)	改訂事項	項目 (頁・章)	改訂事項	
	<p>オ 地下埋設物調査表 2部</p> <p>カ 案内図 2部</p> <p>キ 公共・公益施設の管理に関する協議書の写し又は土地登記簿謄本等申請地の所有者が確認できるもの及び私道内配水管布設承諾書の写し 2部</p> <p>(2) 承認工事施工監督依頼書 1部</p> <p>ア 図面審査回答の写し 2部</p> <p>イ 工事承認図面 3部 (A1=2部、A3=1部)</p> <p>※その他必要に応じて部数を追加することができる。</p> <p>5 占用許可が必要な場合は、承認工事施工監督依頼の申請と同時に占用許可申請の必要書類(道路占用許可手続に関する委任書及び履行誓約書)を作成する。水道局は、その占用許可申請に係る書類を占用管理者に提出することの委任を申請者より受けるものとする。</p> <p>なお、国道・河川の占用許可を必要とする場合は、別途、協議や施工計画書等が必要となるため注意する。</p> <p>6 承認工事施工監督依頼書を提出後、水道局担当課の指示に従い、工事着工に伴う必要な図書を提出する。</p> <p>7 申請者は配水管布設等工事を中止する場合は、開発給水中止届を提出する。</p> <p>8 申請者は、住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事業所の所在地又は代表者の氏名)を変更する場合は、申請者氏名等変更届に変更の事実を証する文書を添えて提出する。</p> <p>9 申請者は工事しゅん工後に、配水管等施設無償譲渡書を提出し、施工者は配水管布設等工事に係る念書を提出する。</p>		<p>オ 地下埋設物調査表 2部</p> <p>カ 案内図 2部</p> <p>キ 公共・公益施設の管理に関する協議書の写し又は土地登記簿謄本等申請地の所有者が確認できるもの及び私道内配水管布設承諾書の写し 2部</p> <p>(2) 承認工事施工監督依頼書 1部</p> <p>ア 図面審査回答の写し 2部</p> <p>イ 工事承認図面 3部 (A1=2部、A3=1部)</p> <p>※その他必要に応じて部数を追加することができる。</p> <p>5 占用許可が必要な場合は、承認工事施工監督依頼の申請と同時に占用許可申請の必要書類(道路占用許可手続に関する委任書及び履行誓約書)を作成する。水道局は、その占用許可申請に係る書類を占用管理者に提出することの委任を申請者より受けるものとする。</p> <p>なお、国道・河川の占用許可を必要とする場合は、別途、協議や施工計画書等が必要となるため注意する。</p> <p>6 承認工事施工監督依頼書を提出後、水道局担当課の指示に従い、工事着工に伴う必要な図書を提出する。</p> <p>7 申請者は配水管布設等工事を中止する場合は、開発給水中止届を提出する。</p> <p>8 申請者は、住所又は氏名(法人にあっては、その名称、主たる事業所の所在地又は代表者の氏名)を変更する場合は、申請者氏名等変更届に変更の事実を証する文書を添えて提出する。</p> <p>9 申請者は工事しゅん工後に、配水管等施設無償譲渡書を提出し、施工者は配水管布設等工事に係る念書を提出する。</p>	
P4-4	<p>4.2.3 雑用水の利用</p> <p>雑用水を利用する場合は、必要な図書を管理者に提出する。</p> <p><解説></p> <p>「雑用水」とは、人の飲用に供する水以外の水で、建築物からの排水を再生処理し、当該建築物において水洗便器の洗浄用として使用するものをいう。(この対象となる建築物は、計画一日最大給水量が130立方メートルを超えるものをいう。ただし、共同住宅の用に供する水量は除く。その他、公共団体等が建築する建築物で管理者が雑用水の利用を適当と認めるもの。)</p> <p>関係法令 さいたま市水道局雑用水利用の促進に関する取扱い要綱</p>	P4-4	<p>4.2.3 雑用水の利用</p> <p>雑用水を利用する場合は、必要な図書を管理者に提出する。</p> <p><解説></p> <p>「雑用水」とは、人の飲用に供する水以外の水で、建築物からの排水を再生処理し、当該建築物において水洗便器の洗浄用として使用するものをいう。(この対象となる建築物は、計画一日最大給水量が130立方メートルを超えるものをいう。ただし、共同住宅の用に供する水量は除く。その他、公共団体等が建築する建築物で管理者が雑用水の利用を適当と認めるもの。)</p> <p>関係法令 さいたま市水道局雑用水利用の促進に関する取扱い要綱</p>	雑用水要綱廃止のため
P4-4	<p>4.2.4 直結給水システム協議</p>	P4-2	<p>4.2.2 直結給水システム協議</p>	項番整理
P4-6	<p>4.2.5 スプリンクラー設置</p>	P4-3	<p>4.2.3 スプリンクラー設置</p>	項番整理
P4-7	<p>3 事前協議に関する事項は次のとおりとする。申請者は、特定施設水道連結型スプリンクラー事前確認書に次に掲げる図書を添付して、給水工事課へ提出しなければならない。提出部数は、2部とする。</p>	P4-4	<p>3 事前確認に関する事項は次のとおりとする。申請者は、特定施設水道連結型スプリンクラー事前確認書に次に掲げる図書を添付して、給水工事課へ提出しなければならない。紙申請の場合、提出部数は、2部(水道局用1部、申請者用1部)とする。また、事前確認証明書として水道局で1部保管し、1部を申請者に返却する。</p>	説明の追加

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和6年4月版)		改 訂 後 (令和7年4月版)		理 由									
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項										
P 4 - 8	<p><解説> 3 その他必要なものの例として次のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特殊な器具等を使用する場合 (2) 地下式受水槽を設置する場合 (3) 飲料水以外の貯水槽に給水する場合 (4) 地下水混合水槽を設置する場合 (5) 共同住宅の認定(該当水道営業所と協議) (6) 大口径のメーターを設置する場合 (7) その他 	P 4 - 8	<p><解説> 3 その他必要なものの例として次のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特殊な器具等を使用する場合 (2) 地下式受水槽を設置する場合 (3) 飲料水以外の貯水槽に給水する場合 (4) 地下水混合水槽を設置する場合 (5) 共同住宅の認定(該当水道営業所と協議) (6) 大口径のメーターを設置する場合 (7) その他 	変更(戸別検針災害用給水栓の運用開始に伴う) 4.4.3へ移動									
P 4 - 8	<p><解説> 戸別検針共同住宅については「1.7 共同住宅に係る戸別検針<解説>1」を参照のこと。既存の建物に関する戸別検針共同住宅の取扱いは、別途協議により決定するものとする。</p>	P 4 - 6	<p><解説> 戸別検針共同住宅については「1.7 共同住宅に係る戸別検針<解説>1」を参照のこと。既存の建物に関する戸別検針共同住宅の取扱いは、別途協議により決定するものとする。</p> <p>戸別検針共同住宅(受水槽方式給水)事前届出書を紙提出する場合、提出部数は、2部(水道局用1部、申請者用1部)とする。また、事前届出証明書として水道局で1部保管し、1部を申請者に返却する。</p>	運用変更に伴う追記(二部提出)									
なし	なし	P 4 - 1 2	<p>4.4.3 その他必要なもの</p> <p>その他必要なものの例として次のものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特殊な器具等を使用する場合 (2) 地下式受水槽を設置する場合 (3) 飲料水以外の貯水槽に給水する場合 (4) 地下水混合水槽を設置する場合 (5) 共同住宅の認定(該当水道営業所と協議) (6) 大口径のメーターを設置する場合 (7) 戸別検針共同住宅の受水槽に非常用給水栓を設置する場合 (8) その他 <p><解説> (7) 戸別検針共同住宅の受水槽に、災害時のみ使用する非常用給水栓を設置する事務手続に必要な図書は、表-4.4.3に示すとおりである。</p> <p>戸別検針共同住宅に認定されている建物は、受水槽の一次側の親メーターでは、計量はするが料金を徴収していないため、非常用給水栓設置申込書の事項を遵守することで、蛇口の設置を承諾するものである。</p> <p>非常用給水栓の設置にあたっては、さいたま市指定給水装置工事事業者や受水槽製造業者等と調整し、受水槽の構造や材質を踏まえ、強度を損なうことのないよう適正に設置すること。</p> <p>表-4.4.3 戸別検針共同住宅の受水槽への非常用給水栓の設置に必要な図書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置時</th> <th>廃止時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施行前</td> <td>・非常用給水栓設置申込書 及び遵守事項</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施行後</td> <td>・非常用給水栓設置完了届 ・設置場所が分かる写真</td> <td>・非常用給水栓廃止届出書 ・撤去したことが分かる写真</td> </tr> </tbody> </table>		設置時	廃止時	施行前	・非常用給水栓設置申込書 及び遵守事項		施行後	・非常用給水栓設置完了届 ・設置場所が分かる写真	・非常用給水栓廃止届出書 ・撤去したことが分かる写真	変更(戸別検針災害用給水栓の運用開始に伴う)
	設置時	廃止時											
施行前	・非常用給水栓設置申込書 及び遵守事項												
施行後	・非常用給水栓設置完了届 ・設置場所が分かる写真	・非常用給水栓廃止届出書 ・撤去したことが分かる写真											

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和6年4月版)		改 訂 後(令和7年4月版)		理 由																														
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項																															
P5-1	(3) 文字幅は、印刷した図面上で2.0ミリメートル以上とする。2.0ミリメートル未満の文字幅となる場合は、しゅん工図において適正な文字幅に修正すると注釈を入れる。	P5-1	(3) 文字幅は、印刷した図面上で2.0ミリメートル以上とする。 2.0ミリメートル未満の文字幅となる場合は、しゅん工図において適正な文字幅に修正すると注釈を入れる。	記載変更(審査、調整両係長には検査係長より依頼済)																														
P6-1	<p style="text-align: center;">表-6.1.1 申請に必要な図書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No</th> <th style="width: 85%;">図書名</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>給水装置工事申込書</td> <td>必須</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>給水装置工事設計審査申込書</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ソ</td> <td>直結給水システム事前協議申請書の写し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No	図書名	備考	ア	給水装置工事申込書	必須	イ	給水装置工事設計審査申込書	〃	(略)			ソ	直結給水システム事前協議申請書の写し		P6-1	<p style="text-align: center;">表-6.1.1 申請に必要な図書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No</th> <th style="width: 85%;">図書名</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>給水装置工事申込書</td> <td>必須</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>給水装置工事設計審査申込書</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>ソ</td> <td>直結給水システム事前協議申請書等の写し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No	図書名	備考	ア	給水装置工事申込書	必須	イ	給水装置工事設計審査申込書	〃	(略)			ソ	直結給水システム事前協議申請書等の写し		運用変更に伴う追記
No	図書名	備考																																
ア	給水装置工事申込書	必須																																
イ	給水装置工事設計審査申込書	〃																																
(略)																																		
ソ	直結給水システム事前協議申請書の写し																																	
No	図書名	備考																																
ア	給水装置工事申込書	必須																																
イ	給水装置工事設計審査申込書	〃																																
(略)																																		
ソ	直結給水システム事前協議申請書等の写し																																	
P6-2	ア、イ 給水装置工事申込書、給水装置工事設計審査申請書 鉛筆書きは不可とする。修正は訂正印を使用し、修正液及び修正テープを使用してはならない。	P6-2	ア、イ 給水装置工事申込書、給水装置工事設計審査申請書 鉛筆や、消せるボールペンによる記載を不可とする。修正は訂正印を使用し、修正液及び修正テープを使用してはならない。	消せるボールペンの使用を禁止する内容を追加																														
P6-2	<p>エ 利害関係者の承諾書</p> <p>給水装置工事を施工するに当って、利害関係(私道等掘削、支分及び増径承諾)が発生するものは記入し捺印する。なお、別の書式を使用して提出することも妨げない。その他必要と認められる場合は〔特記事項〕欄に記入する。</p> <p>a 土地所有者 給水装置の工事場所が給水装置所有者以外の者の土地に給水管を布設する場合は、氏名、住所を記入し、捺印する。</p> <p>b 家屋所有者 給水装置所有者と家屋所有者が異なる場合等、必要と認められる場合は、氏名、住所を記入し、捺印する。</p> <p>c 支分及び増径承諾者 他の給水装置より支分、又は増径する場合の承諾者の水道番号、氏名、住所を記入し、捺印する。支分又は増径を受けようとする給水管に代表者が存在する場合はその旨を書面に明らかにし、代表者の責任において承諾を得たことについての記入・捺印を妨げない。</p> <p>d 掘削承諾 給水装置工事に伴い、宅地、私道等の掘削(必要に応じ掘削に影響のある場所も含む)の承諾が必要な場合は、掘削場所、氏名、住所を記入し、捺印する。</p>	P6-2	<p>エ 利害関係者の承諾書</p> <p>給水装置工事を施工するに当って、利害関係(私道等掘削、支分及び増径承諾)が発生するものは署名又は記名押印する。なお、別の書式を使用して提出することも妨げない。その他必要と認められる場合は〔特記事項〕欄に記入する。</p> <p>a 土地所有者 給水装置の工事場所が給水装置所有者以外の者の土地に給水管を布設する場合は、住所を記入し署名又は記名押印する。</p> <p>b 家屋所有者 給水装置所有者と家屋所有者が異なる場合等、必要と認められる場合は、住所を記入し署名又は記名押印する。</p> <p>c 支分及び増径承諾者 他の給水装置より支分、又は増径する場合は承諾者の水道番号、住所を記入し署名又は記名押印する。支分又は増径を受けようとする給水管に代表者が存在する場合はその旨を書面に明らかにし、代表者の責任において承諾を得ることを妨げない。</p> <p>d 掘削承諾 給水装置工事に伴い、宅地、私道等の掘削(必要に応じ掘削に影響のある場所も含む)の承諾が必要な場合は、掘削場所、住所を記入し署名又は記名押印する。</p>	現在の運用に合わせ訂正																														

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和6年4月版)		改 訂 後 (令和7年4月版)		理 由																				
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項																					
P6-3	<p>※ 利害関係の承諾の考え方</p> <p>利害関係の承諾は、給水装置工事の施工時及び施工後の紛争を未然に防ぐことを目的として、利害関係者の承諾の有無を確認するが、承諾印や署名の有無を理由として給水契約を拒む理由とはならない。</p> <p>また、民法第209条、第213条の2及び第213条の3の適用を行い、申込を行う場合、その旨を申込者が書面に記載することで、給水装置工事申込書を受領する。</p>	P6-3	<p>※ 利害関係の承諾の考え方</p> <p>利害関係の承諾は、給水装置工事の施工時及び施工後の紛争を未然に防ぐことを目的として、利害関係者の承諾の有無を確認するが、承諾印や署名の有無を理由として給水契約を拒む理由とはならない。</p> <p>また、民法第209条、第213条の2及び第213条の3の適用を行い、申込を行う場合、その旨を申込者が書面に記載した上で、給水装置工事申込書を提出する。</p>	承諾印の記載の削除。一部表記の見直し。																				
P6-4	<p>ソ 直結給水システム事前協議申請書の写し</p> <p>直結給水システム担当と事前協議したものを提出する。</p>	P6-4	<p>ソ 直結給水システム事前協議申請書の写し</p> <p>直結給水システム事前協議申請書・特定施設水道連結型スプリンクラー事前確認書・戸別検針共同住宅(受水槽方式給水)事前届出書について、担当と事前協議したものを提出する。</p>	運用変更に伴う追記																				
P6-11	<p>表-6.5.2 図面</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">記 入 要 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事場所(申請地)</td> <td>掘削する工事場所を上部に記入</td> </tr> <tr> <td>申請者</td> <td>給水装置工事の申込者を上部に記入</td> </tr> <tr> <td>案内図</td> <td>工事場所が容易に特定できるような図。給水装置工事申込書に記入したものと同等のもの 方位(原則北が上)、取出し位置を実線、撤去位置を実線にハッチング(斜線)で記入</td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>設計図の平面図の道路部分と同等のものに掘削部、影響幅とそれぞれの寸法を記入(数値は小数点第2位を切り上げ) 新設管は実線、撤去管は実線にハッチング(斜線)、管種・布設延長・口径(外径)を記入</td> </tr> </tbody> </table>	記 入 要 綱		工事場所(申請地)	掘削する工事場所を上部に記入	申請者	給水装置工事の申込者を上部に記入	案内図	工事場所が容易に特定できるような図。給水装置工事申込書に記入したものと同等のもの 方位(原則北が上)、取出し位置を実線、撤去位置を実線にハッチング(斜線)で記入	平面図	設計図の平面図の道路部分と同等のものに掘削部、影響幅とそれぞれの寸法を記入(数値は小数点第2位を切り上げ) 新設管は実線、撤去管は実線にハッチング(斜線)、管種・布設延長・口径(外径)を記入	P6-11	<p>表-6.5.2 図面</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">記 入 要 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事場所(申請地)</td> <td>掘削する工事場所を上部に記入</td> </tr> <tr> <td>申請者</td> <td>給水装置工事の申込者を上部に記入</td> </tr> <tr> <td>案内図</td> <td>工事場所が容易に特定できるような図。給水装置工事申込書に記入したものと同等のもの 方位(原則北が上)、取出し位置を実線、撤去位置を実線にハッチング(斜線)で記入</td> </tr> <tr> <td>平面図</td> <td>設計図の平面図の道路部分と同等のものに掘削部、影響幅とそれぞれの寸法を記入(数値は小数点第2位を切り上げ) 新設管は赤の実線、撤去管は黒の実線にハッチング(斜線)、管種・布設延長・口径(外径)を記入</td> </tr> </tbody> </table>	記 入 要 綱		工事場所(申請地)	掘削する工事場所を上部に記入	申請者	給水装置工事の申込者を上部に記入	案内図	工事場所が容易に特定できるような図。給水装置工事申込書に記入したものと同等のもの 方位(原則北が上)、取出し位置を実線、撤去位置を実線にハッチング(斜線)で記入	平面図	設計図の平面図の道路部分と同等のものに掘削部、影響幅とそれぞれの寸法を記入(数値は小数点第2位を切り上げ) 新設管は赤の実線、撤去管は黒の実線にハッチング(斜線)、管種・布設延長・口径(外径)を記入	図面上の色の指定を明記
記 入 要 綱																								
工事場所(申請地)	掘削する工事場所を上部に記入																							
申請者	給水装置工事の申込者を上部に記入																							
案内図	工事場所が容易に特定できるような図。給水装置工事申込書に記入したものと同等のもの 方位(原則北が上)、取出し位置を実線、撤去位置を実線にハッチング(斜線)で記入																							
平面図	設計図の平面図の道路部分と同等のものに掘削部、影響幅とそれぞれの寸法を記入(数値は小数点第2位を切り上げ) 新設管は実線、撤去管は実線にハッチング(斜線)、管種・布設延長・口径(外径)を記入																							
記 入 要 綱																								
工事場所(申請地)	掘削する工事場所を上部に記入																							
申請者	給水装置工事の申込者を上部に記入																							
案内図	工事場所が容易に特定できるような図。給水装置工事申込書に記入したものと同等のもの 方位(原則北が上)、取出し位置を実線、撤去位置を実線にハッチング(斜線)で記入																							
平面図	設計図の平面図の道路部分と同等のものに掘削部、影響幅とそれぞれの寸法を記入(数値は小数点第2位を切り上げ) 新設管は赤の実線、撤去管は黒の実線にハッチング(斜線)、管種・布設延長・口径(外径)を記入																							
P7-1	<p>(4) 立会検査予約日の追加や変更をする必要が生じたとき</p> <p>(5) その他、施工及び立会検査に支障が生じたとき。</p>	P7-1	<p>(4) 立会検査予約日の追加や変更をする必要が生じたとき(必要な許可及び届出、また協議等の書類を揃えることが困難になったときを含む)。</p> <p>(5) 縦断工事・取り出し工事それぞれの前日打ち合わせ時に来庁することが困難になったとき。</p> <p>(6) その他、施工及び立会検査に支障が生じたとき。</p>	このことを(少なくとも直前まで)伝えてこない事例が散見されたため、追記																				
P7-10	<p><解説></p> <p>1 埋設位置標示シートは、給水管の頂部から原則として30センチメートル以上離して埋設することとし、配水管の埋設深度や掘削箇所の舗装構成を考慮し、現況に即した位置に埋設すること。ただし、その位置が路盤内となる場合は、路盤と路床の間に埋設すること。</p>	P7-10	<p><解説></p> <p>1 埋設位置標示シートは、給水管の頂部から原則として30センチメートル以上離して埋設することとし、配水管の埋設深度や掘削箇所の舗装構成を考慮し、現況に即した位置に埋設すること。ただし、その位置が路盤内となる場合は、路盤と路床の間に埋設すること。</p>	誤字の修正																				

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和6年4月版)		改 訂 後 (令和7年4月版)		理 由																								
項目(頁・章)	改訂事項	項目(頁・章)	改訂事項																									
P7-17	<p><解説></p> <p>工事の施工に当っては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分注意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。</p> <p>1 工事の施工は、下記における最新の技術指針・基準等を参照すること。</p> <p>(1) 土木工事安全施工技術指針 (2) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 (3) 建設工事公衆災害防止対策要綱 (4) 道路工事現場における標示施設等の設置基準 (5) 道路工事保安施設設置基準</p> <p>2 道路工事に当っては、交通の安全等について道路管理者及び所轄警察署長と事前に相談しておくこと。</p> <p>3 工事中は、道路占用許可書、道路使用許可書、消防局へ道路工事届出をしたことがわかる書類等を現場に常備しておかなければならない。</p> <p>4 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の規定に基づき、工事施行者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。</p> <p>5 豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなくてはならない。</p> <p>6 工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに所轄警察署長、道路管理者等関係各署に通報するとともに、給水工事課に連絡しなければならない。工事に際しては、あらかじめこれらの連絡先を確認し、周知徹底をさせておくこと。</p> <p>7 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。</p> <p>8 掘削に当っては、工事場所の交通の安全等を確保するために上記の技術指針・基準等に基づく保安設備を設置し、保安要員(交通誘導警備員等)を配置すること。 令和2年7月31日付け埼玉県公安委員会告示第130号に基づき、指定路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導警備業務の1級又は2級検定の合格証明書の交付を受けた警備員を指定路線ごとに、1人以上配置すること。 また、その工事の作業員の安全についても十分注意すること。</p> <p>9 本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けた時は、直ちに修復をしなければならない。</p>	P7-17	<p><解説></p> <p>工事の施工に当っては、給水装置工事の施工に関する法令、指針、基準等(以下「法令等」という。)を遵守し、常に交通及び工事の安全に十分注意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。</p> <p>1 工事の施工は、下記における最新の技術指針・基準等を参照すること。</p> <p>(1) 土木工事安全施工技術指針 (2) 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 (3) 建設工事公衆災害防止対策要綱 (4) 道路工事現場における標示施設等の設置基準 (5) 道路工事保安施設設置基準</p> <p>【参考】主な法令等</p> <table border="1"> <tr><td>1 水道法</td><td>13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</td></tr> <tr><td>2 建設業法</td><td>14 文化財保護法</td></tr> <tr><td>3 労働基準法</td><td>15 消防法</td></tr> <tr><td>4 労働安全衛生法</td><td>16 測量法</td></tr> <tr><td>5 道路法</td><td>17 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</td></tr> <tr><td>6 道路交通法</td><td>18 さいたま市給水条例</td></tr> <tr><td>7 河川法</td><td>19 さいたま市給水条例施行規程</td></tr> <tr><td>8 環境基本法</td><td>20 土木工事安全施工技術指針</td></tr> <tr><td>9 大気汚染防止法</td><td>21 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針</td></tr> <tr><td>10 騒音規制法</td><td>22 建築工事公衆災害防止対策要綱</td></tr> <tr><td>11 水質汚濁防止法</td><td>23 道路工事現場における標示施設等の設置基準</td></tr> <tr><td>12 振動規制法</td><td>24 道路工事保安施設設置基準</td></tr> </table> <p>※上記に記載のない法令等についても遵守すること。</p> <p>1 道路工事に当っては、交通の安全等について道路管理者及び所轄警察署長と事前に相談しておくこと。</p> <p>2 工事中は、道路占用許可書、道路使用許可書、消防局へ道路工事届出をしたことがわかる書類等を現場に常備しておかなければならない。</p> <p>3 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、法令等に基づき、工事施行者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。</p> <p>4 豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなくてはならない。</p> <p>5 工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに所轄警察署長、道路管理者等関係各署に通報するとともに、給水工事課に連絡しなければならない。工事に際しては、あらかじめこれらの連絡先を確認し、周知徹底をさせておくこと。</p> <p>6 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。</p> <p>7 掘削に当っては、工事場所の交通の安全等を確保するために法令等に基づく保安設備を設置し、保安要員(交通誘導警備員等)を配置すること。 令和2年7月31日付け埼玉県公安委員会告示第130号に基づき、指定路線で交通誘導を行う場合は、交通誘導警備業務の1級又は2級検定の合格証明書の交付を受けた警備員を指定路線ごとに、1名以上配置すること。 また、その工事の作業員の安全についても十分注意すること。</p> <p>8 舗装本復旧工事の施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けた時は、直ちに修復をしなければならない。</p>	1 水道法	13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	2 建設業法	14 文化財保護法	3 労働基準法	15 消防法	4 労働安全衛生法	16 測量法	5 道路法	17 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	6 道路交通法	18 さいたま市給水条例	7 河川法	19 さいたま市給水条例施行規程	8 環境基本法	20 土木工事安全施工技術指針	9 大気汚染防止法	21 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	10 騒音規制法	22 建築工事公衆災害防止対策要綱	11 水質汚濁防止法	23 道路工事現場における標示施設等の設置基準	12 振動規制法	24 道路工事保安施設設置基準	記載変更及び誤字修正 (給水装置工事の施工に係る主な法令等を例示するため)
1 水道法	13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律																											
2 建設業法	14 文化財保護法																											
3 労働基準法	15 消防法																											
4 労働安全衛生法	16 測量法																											
5 道路法	17 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律																											
6 道路交通法	18 さいたま市給水条例																											
7 河川法	19 さいたま市給水条例施行規程																											
8 環境基本法	20 土木工事安全施工技術指針																											
9 大気汚染防止法	21 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針																											
10 騒音規制法	22 建築工事公衆災害防止対策要綱																											
11 水質汚濁防止法	23 道路工事現場における標示施設等の設置基準																											
12 振動規制法	24 道路工事保安施設設置基準																											

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和6年4月版)		改 訂 後 (令和7年4月版)		理 由																																																																																																																																																																																										
項目 (頁・章)	改訂事項	項目 (頁・章)	改訂事項																																																																																																																																																																																											
P7-25	分水栓の取り出し口に対して平行に保持し、 工具 で袋ナットを締めつけること。	P7-25	分水栓の取り出し口に対して平行に保持し、 原則として 手締めで袋ナットを締め、ねじ山2山程度からは工具により確実に袋ナットを締めつけること	記載変更（手引きに準ずる）																																																																																																																																																																																										
P7-26	(ウ) 管用テーパねじ部の接合には、パッキンを使用しないでシール剤又はシールテープを使用すること。シール剤は「 JWWA K 146 水道用液状シール剤 」、シールテープは「 JIS K 6886 シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ 」等を使用すること。	P7-26	(ウ) 管用テーパねじ部の接合には、パッキンを使用しないでシール剤又はシールテープを使用すること。シール剤は「 JWWA K 161 水道用ライニング鋼管用液状シール剤 」、シールテープは「 JIS K 6886 シール用四ふっ化エチレン樹脂未焼成テープ 」等を使用すること。	JWWA K 146の廃止及びJWWA K 162への置き換えのため。																																																																																																																																																																																										
P9-1	9.2 様式一覧 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>様式名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>給水申込みに伴う協議証明願</td><td>*</td></tr> <tr><td>2</td><td>開発給水申請書</td><td>*</td></tr> <tr><td>3</td><td>委任状</td><td>*</td></tr> <tr><td>4</td><td>私道内配水管布設承諾書</td><td>*</td></tr> <tr><td>5</td><td>同意書</td><td>*</td></tr> <tr><td>6</td><td>図面審査願</td><td>*</td></tr> <tr><td>7</td><td>地下埋設物調査表</td><td>*</td></tr> <tr><td>8</td><td>承認工事施工監督依頼書</td><td>*</td></tr> <tr><td>9</td><td>配水管等施設無償譲渡書</td><td>*</td></tr> <tr><td>10</td><td>開発給水中止届</td><td>*</td></tr> <tr><td>11</td><td>申請者氏名等変更届</td><td>*</td></tr> <tr><td>12</td><td>配水管布設等工事に係る念書</td><td>*</td></tr> <tr><td>13</td><td>直結給水システム事前協議申請書</td><td>*</td></tr> <tr><td>14</td><td>給水用具給水負荷単位による同時使用水量</td><td>*</td></tr> <tr><td>15</td><td>直圧式水理計算書</td><td>*</td></tr> <tr><td>16</td><td>器具類損失水頭計算書</td><td>*</td></tr> <tr><td>17</td><td>器具負荷単位による各区間点の使用水量算定表</td><td>*</td></tr> <tr><td>18</td><td>さいたま市水道局直結増圧方式水理計算検討書</td><td>*</td></tr> <tr><td>19</td><td>特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>20</td><td>特定施設水道連結型スプリンクラー事前確認書</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>21</td><td>戸別検針共同住宅（受水槽方式給水）事前届出書</td><td>*</td></tr> <tr><td>22</td><td>給水装置の更生工事事前調査結果報告書</td><td>*</td></tr> <tr><td>23</td><td>更生工事施工計画書</td><td>*</td></tr> <tr><td>24</td><td>更生工事施工完了届</td><td>*</td></tr> <tr><td>25</td><td>給水装置工事申込書</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>26</td><td>給水装置工事設計審査申請書</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>27</td><td>使用材料表</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>28</td><td>利害関係者の承諾書</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>29</td><td>設計図</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>30</td><td>給水装置工事しゅん工検査申請書</td><td>給水工事課で配布</td></tr> </tbody> </table>	番号	様式名称	備考	1	給水申込みに伴う協議証明願	*	2	開発給水申請書	*	3	委任状	*	4	私道内配水管布設承諾書	*	5	同意書	*	6	図面審査願	*	7	地下埋設物調査表	*	8	承認工事施工監督依頼書	*	9	配水管等施設無償譲渡書	*	10	開発給水中止届	*	11	申請者氏名等変更届	*	12	配水管布設等工事に係る念書	*	13	直結給水システム事前協議申請書	*	14	給水用具給水負荷単位による同時使用水量	*	15	直圧式水理計算書	*	16	器具類損失水頭計算書	*	17	器具負荷単位による各区間点の使用水量算定表	*	18	さいたま市水道局直結増圧方式水理計算検討書	*	19	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書	給水工事課で配布	20	特定施設水道連結型スプリンクラー事前確認書	給水工事課で配布	21	戸別検針共同住宅（受水槽方式給水）事前届出書	*	22	給水装置の更生工事事前調査結果報告書	*	23	更生工事施工計画書	*	24	更生工事施工完了届	*	25	給水装置工事申込書	給水工事課で配布	26	給水装置工事設計審査申請書	給水工事課で配布	27	使用材料表	給水工事課で配布	28	利害関係者の承諾書	給水工事課で配布	29	設計図	給水工事課で配布	30	給水装置工事しゅん工検査申請書	給水工事課で配布	P9-1	9.2 様式一覧 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>様式名称</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>給水申込みに伴う協議証明願</td><td>*</td></tr> <tr><td>2</td><td>開発給水申請書</td><td>*</td></tr> <tr><td>3</td><td>委任状</td><td>*</td></tr> <tr><td>4</td><td>私道内配水管布設承諾書</td><td>*</td></tr> <tr><td>5</td><td>同意書</td><td>*</td></tr> <tr><td>6</td><td>図面審査願</td><td>*</td></tr> <tr><td>7</td><td>地下埋設物調査表</td><td>*</td></tr> <tr><td>8</td><td>承認工事施工監督依頼書</td><td>*</td></tr> <tr><td>9</td><td>配水管等施設無償譲渡書</td><td>*</td></tr> <tr><td>10</td><td>開発給水中止届</td><td>*</td></tr> <tr><td>11</td><td>申請者氏名等変更届</td><td>*</td></tr> <tr><td>12</td><td>配水管布設等工事に係る念書</td><td>*</td></tr> <tr><td>2</td><td>直結給水システム事前協議申請書</td><td>*</td></tr> <tr><td>3</td><td>給水用具給水負荷単位による同時使用水量</td><td>*</td></tr> <tr><td>4</td><td>直圧式水理計算書</td><td>*</td></tr> <tr><td>5</td><td>器具類損失水頭計算書</td><td>*</td></tr> <tr><td>6</td><td>器具負荷単位による各区間点の使用水量算定表</td><td>*</td></tr> <tr><td>7</td><td>さいたま市水道局直結増圧方式水理計算検討書</td><td>*</td></tr> <tr><td>8</td><td>特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>9</td><td>特定施設水道連結型スプリンクラー事前確認書</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>10</td><td>戸別検針共同住宅（受水槽方式給水）事前届出書</td><td>*</td></tr> <tr><td>11</td><td>給水装置の更生工事事前調査結果報告書</td><td>*</td></tr> <tr><td>12</td><td>更生工事施工計画書</td><td>*</td></tr> <tr><td>13</td><td>更生工事施工完了届</td><td>*</td></tr> <tr><td>14</td><td>給水装置工事申込書</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>15</td><td>給水装置工事設計審査申請書</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>16</td><td>使用材料表</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>17</td><td>利害関係者の承諾書</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>18</td><td>設計図</td><td>給水工事課で配布</td></tr> <tr><td>19</td><td>給水装置工事しゅん工検査申請書</td><td>給水工事課で配布</td></tr> </tbody> </table>	番号	様式名称	備考	1	給水申込みに伴う協議証明願	*	2	開発給水申請書	*	3	委任状	*	4	私道内配水管布設承諾書	*	5	同意書	*	6	図面審査願	*	7	地下埋設物調査表	*	8	承認工事施工監督依頼書	*	9	配水管等施設無償譲渡書	*	10	開発給水中止届	*	11	申請者氏名等変更届	*	12	配水管布設等工事に係る念書	*	2	直結給水システム事前協議申請書	*	3	給水用具給水負荷単位による同時使用水量	*	4	直圧式水理計算書	*	5	器具類損失水頭計算書	*	6	器具負荷単位による各区間点の使用水量算定表	*	7	さいたま市水道局直結増圧方式水理計算検討書	*	8	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書	給水工事課で配布	9	特定施設水道連結型スプリンクラー事前確認書	給水工事課で配布	10	戸別検針共同住宅（受水槽方式給水）事前届出書	*	11	給水装置の更生工事事前調査結果報告書	*	12	更生工事施工計画書	*	13	更生工事施工完了届	*	14	給水装置工事申込書	給水工事課で配布	15	給水装置工事設計審査申請書	給水工事課で配布	16	使用材料表	給水工事課で配布	17	利害関係者の承諾書	給水工事課で配布	18	設計図	給水工事課で配布	19	給水装置工事しゅん工検査申請書	給水工事課で配布	開発給水のホームページを新設するため、一部様式を削除 番号整理
番号	様式名称	備考																																																																																																																																																																																												
1	給水申込みに伴う協議証明願	*																																																																																																																																																																																												
2	開発給水申請書	*																																																																																																																																																																																												
3	委任状	*																																																																																																																																																																																												
4	私道内配水管布設承諾書	*																																																																																																																																																																																												
5	同意書	*																																																																																																																																																																																												
6	図面審査願	*																																																																																																																																																																																												
7	地下埋設物調査表	*																																																																																																																																																																																												
8	承認工事施工監督依頼書	*																																																																																																																																																																																												
9	配水管等施設無償譲渡書	*																																																																																																																																																																																												
10	開発給水中止届	*																																																																																																																																																																																												
11	申請者氏名等変更届	*																																																																																																																																																																																												
12	配水管布設等工事に係る念書	*																																																																																																																																																																																												
13	直結給水システム事前協議申請書	*																																																																																																																																																																																												
14	給水用具給水負荷単位による同時使用水量	*																																																																																																																																																																																												
15	直圧式水理計算書	*																																																																																																																																																																																												
16	器具類損失水頭計算書	*																																																																																																																																																																																												
17	器具負荷単位による各区間点の使用水量算定表	*																																																																																																																																																																																												
18	さいたま市水道局直結増圧方式水理計算検討書	*																																																																																																																																																																																												
19	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
20	特定施設水道連結型スプリンクラー事前確認書	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
21	戸別検針共同住宅（受水槽方式給水）事前届出書	*																																																																																																																																																																																												
22	給水装置の更生工事事前調査結果報告書	*																																																																																																																																																																																												
23	更生工事施工計画書	*																																																																																																																																																																																												
24	更生工事施工完了届	*																																																																																																																																																																																												
25	給水装置工事申込書	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
26	給水装置工事設計審査申請書	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
27	使用材料表	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
28	利害関係者の承諾書	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
29	設計図	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
30	給水装置工事しゅん工検査申請書	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
番号	様式名称	備考																																																																																																																																																																																												
1	給水申込みに伴う協議証明願	*																																																																																																																																																																																												
2	開発給水申請書	*																																																																																																																																																																																												
3	委任状	*																																																																																																																																																																																												
4	私道内配水管布設承諾書	*																																																																																																																																																																																												
5	同意書	*																																																																																																																																																																																												
6	図面審査願	*																																																																																																																																																																																												
7	地下埋設物調査表	*																																																																																																																																																																																												
8	承認工事施工監督依頼書	*																																																																																																																																																																																												
9	配水管等施設無償譲渡書	*																																																																																																																																																																																												
10	開発給水中止届	*																																																																																																																																																																																												
11	申請者氏名等変更届	*																																																																																																																																																																																												
12	配水管布設等工事に係る念書	*																																																																																																																																																																																												
2	直結給水システム事前協議申請書	*																																																																																																																																																																																												
3	給水用具給水負荷単位による同時使用水量	*																																																																																																																																																																																												
4	直圧式水理計算書	*																																																																																																																																																																																												
5	器具類損失水頭計算書	*																																																																																																																																																																																												
6	器具負荷単位による各区間点の使用水量算定表	*																																																																																																																																																																																												
7	さいたま市水道局直結増圧方式水理計算検討書	*																																																																																																																																																																																												
8	特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置承諾書	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
9	特定施設水道連結型スプリンクラー事前確認書	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
10	戸別検針共同住宅（受水槽方式給水）事前届出書	*																																																																																																																																																																																												
11	給水装置の更生工事事前調査結果報告書	*																																																																																																																																																																																												
12	更生工事施工計画書	*																																																																																																																																																																																												
13	更生工事施工完了届	*																																																																																																																																																																																												
14	給水装置工事申込書	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
15	給水装置工事設計審査申請書	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
16	使用材料表	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
17	利害関係者の承諾書	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
18	設計図	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												
19	給水装置工事しゅん工検査申請書	給水工事課で配布																																																																																																																																																																																												

給水装置工事施行要領改訂箇所一覧表

現 行(令和6年4月版)				改 訂 後 (令和7年4月版)				理 由
項目(頁・章)	改訂事項			項目(頁・章)	改訂事項			
	31	受水槽設置届	給水工事課で配布	20	受水槽設置届	給水工事課で配布		
	32	受水槽廃止届	給水工事課で配布	21	受水槽廃止届	給水工事課で配布		
	33	給水装置用途区分(変更)届出書	給水工事課で配布	22	給水装置用途区分(変更)届出書	給水工事課で配布		
	34	新設開始使用申込書	給水工事課で配布	23	新設開始使用申込書	給水工事課で配布		
	35	給水開始申込書	給水工事課で配布	24	給水開始申込書	給水工事課で配布		
	36	給水装置抹消伝票	給水工事課で配布	25	給水装置抹消伝票	給水工事課で配布		
	37	代理人選定(変更)届出書	*	26	代理人選定(変更)届出書	*		
	38	水道メーター連絡票	給水工事課で配布	27	水道メーター連絡票	給水工事課で配布		
	39	さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書	*	28	さいたま市水道局戸別検針共同住宅認定申込書	*		
	40	さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書	給水工事課で配布	29	さいたま市水道局戸別検針共同住宅の取扱いに関する契約書	給水工事課で配布		
	41	戸別検針共同住宅増減室届出書	*	30	戸別検針共同住宅増減室届出書	*		
	42	戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書	*	31	戸別検針共同住宅水道メーター庫出申込書	*		
	43	戸別検針共同住宅しゅん工調査時提出表	*	32	戸別検針共同住宅しゅん工調査時提出表	*		
	44	直結増圧式給水条件承諾書	*	33	直結増圧式給水条件承諾書	*		
	45	道路占用許可手続に関する委任書	*	34	道路占用許可手続に関する委任書	*		
	46	履行誓約書	*	35	履行誓約書	*		
	47	水道(給水管)工事のお知らせ	*	36	水道(給水管)工事のお知らせ	*		
	48	浄水器等設置申請書	*	37	浄水器等設置申請書	*		
	49	給水装置工事しゅん工届	*	38	給水装置工事しゅん工届	*		
	※ 備考欄中「*」印は、さいたま市水道局ホームページに掲載。			※ 備考欄中「*」印は、さいたま市水道局ホームページに掲載。				
様式	別紙参照 (21_戸別検針共同住宅(受水槽方式給水)事前届出書)			様式	別紙参照 (10_戸別検針共同住宅(受水槽方式給水)事前届出書)			運用変更に伴う追記

